

令和5年度 特別児童扶養手当および特別障害者手当額・児童扶養手当額のお知らせ

令和5年1月20日付けで2022年全国消費者物価指数が公表されました。

これにより、特別児童扶養手当及び特別障害者手当等については、2022年の物価変動率(+2.5%)に基づき、以下のとおりとなります。

●令和5年度特別児童扶養手当・特別障害者手当額(月額)

		令和4年度	令和5年度
特別児童扶養手当	1級	52,400円	53,700円
	2級	34,900円	35,760円
障害児福祉手当		14,850円	15,220円
特別障害者手当		27,300円	27,980円
経過的福祉手当		14,850円	15,220円

●令和5年度の児童扶養手当額(月額)

		令和4年度	令和5年度
本体額	全部支給	43,070円	44,140円(+1,070円)
	一部支給	43,060円~10,160円	44,130円~10,410円(+1,070円~+250円)
第2子加算額	全部支給	10,170円	10,420円(+250円)
	一部支給	10,160円~5,090円	10,410円~5,210円(+250円~+120円)
第3子以降加算額	全部支給	6,100円	6,250円(+150円)
	一部支給	6,090円~3,050円	6,240円~3,130円(+150~+80円)

バス通学定期券の助成のお知らせ

南阿蘇鉄道に代わる九州産交バス南郷ライナー号で通学する高森町在住の高校生・専門学生・大学生等に定期券購入金額の一部助成を行っています。

この制度は、南阿蘇鉄道・JRの定期券金額から南郷ライナー号定期券金額の差額を助成するものです。

助成金申請の際は、定期券購入時に九州産交バスで発行する証明書と印鑑、通帳を教育委員会までご持参ください。

なお、2023年7月に予定されている南阿蘇鉄道の全線復旧に伴い本事業は終了予定です。

☎ 教育委員会事務局 学校教育係 ☎0967-62-0227

学生納付特例制度

— 国民年金保険料の納付が猶予される制度 —



年金

- 学生納付特例制度 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度
- 対象になる方 大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍する学生等で、本人の前年所得が基準以下の方
(前年所得の目安) 128万円+扶養親族の数×38万円で計算した額以下
- 手続き方法
 - ① 役場または年金事務所の窓口、年金機構のホームページから入手できる申請書の記入
 - ② 申請の際には学生証等の学生であることを証明するものが必要
 - ③ 申請後に「承認通知書」または「却下通知書」が届く

☎ 熊本東年金事務所 ☎096-367-2503

町営学生寮の求人情報

高森町では、4月から町営学生寮の開設を予定しており、現在学生に食事を提供する調理員を募集しています。



- 業務内容
 - ・栄養士の献立に基づいた調理、配膳の補助
 - ・食器洗浄、厨房清掃等
- 就業場所 高森町大字高森2213番地8
- 労働時間 応相談
午前6時~11時、午後15時30分~20時30分
- 賃金・手当 時給900円、通勤手当月額10,000円
- その他 高森町が運営を委託する食事提供事業者からの雇用となります。

☎ 高森町教育委員会事務局
高森高校マンガ学科推進室(担当 村上)
☎0967-62-0227



☎0967-62-0110
通報・相談 110

熊本市警察公式【YouTube動画】

熊本市警察では、SNS等に起因する子どもの非行や被害防止を目的とした広報啓発動画を制作し、熊本県警察公式YouTubeチャンネルで配信しています。

●「ゆっぴーと学ぼうーあんしんネットスクール」

●子どもの非行や被害防止を目的とした広報啓発動画

https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/60156.html

●「スマホに弱い大人の教科書」

●保護者向け啓発冊子

https://www.pref.kumamoto.jp/site/police/8731.html



SNSによる
少年の非行・犯罪
被害防止

消防南部分署



☎0967-62-9034
火災・救急 119

なんでも

南部分署

まもなく東日本大震災から12年
熊本地震から7年

平成23年3月に発生した東日本大震災と平成28年4月に発生した熊本地震は、たくさんの被害をもたらしました。非常事態に備えてもう一度身近なことの確認をしましょう。

確認事項

- ・倒れやすい棚や、食器棚などの固定
- ・食料や飲料水などの確保
- ・避難場所や、避難経路の確認
- ・家族内での安否の確認方法を確かめる
- ・感染対策用のマスク、消毒用アルコール、体温計の準備
- ・寒くないように毛布を用意

●枯草等焼却の届出について

枯草等の焼却を行われる場合は南部分署にお知らせください。届出方法につきましては南部分署まで来署もしくは電話での連絡をお願いします。その際に次のことをご聞きしますので、ご協力よろしくお願ひします。

- (1) 焼却する場所・焼却するもの
- (2) 時間
- (3) 消火器具の有無
- (4) 名前・連絡がつく電話番号

※空気が乾燥している場合や風が強い日には、焼却を中止していただく場合がございます。

また、届出は消防機関が火災を誤認しないようにするためであって枯草等の焼却を許可するものではありません。許可については、各市町村役場と警察署にご連絡してください。

